

質問30分 質問・答弁60分

一般質問通告書

入間市議会議長 様

通告番号

3

8番

松本義明

平成26年11月18日

質問事項	質問要旨	答弁を求める者
行政改革	1. 公共施設マネジメントについて	市長
	(1) 公共施設マネジメント導入の背景	
	(2) 公共施設マネジメント白書策定後の	
	スケジュール	
	(3) 公共施設マネジメントの進め方	
	2. 公共施設の民間委託について	企画部長
	(1) 行政改革長期プランにおける民間委託	
	①基本方針	
	②これまでの経緯	
	③後期実行計画の加速化	
	(2) 社会教育施設の運営における基本方針	
(3) 以下の社会教育施設における民間委託	〃	

一般質問要旨

平成 26 年 11 月 18 日

松本義明

「公共施設マネジメントについて」

1. 公共施設マネジメント導入の背景

高度経済成長期の人口急増期に集中投資された公共施設の老朽化が進み施設の更新・修繕の時期がさしせまっている。現在、税収減に加えて扶助費等の増大により公共施設を管理していくため財源確保が課題になっている。また、少子高齢化による人口構成の変化、人口減少に伴って求められる公共施設の質（機能）と量（数量）についても変化している。今後、公共施設の管理においては、公共施設の質と量を総合的に把握し計画的に管理していく公共施設マネジメントを進めていかなければならない。そのような状況で公共施設マネジメントを導入した背景はどのようなものか。

2. 公共施設マネジメント白書策定後のスケジュール

公共施設マネジメントのためにはまずは現在保有している公共施設についての客観的なデータをもとに今後の方向性を共有しながら各公共施設の在り方を市民と共に検討していく必要がある。公共施設マネジメント白書策定後、各種計画等を策定して各計画を実行していかなければならないが今後のスケジュールはどうなっているのか。また次期総合計画をはじめ他の行政計画のスケジュールとの整合性はどうなっているのか。

①公共施設マネジメント白書の策定と説明→②公共施設最適化基本方針（総論）の策定と説明→③公共施設再整備計画（各論）、公共施設維持管理計画（各論）の策定と説明→④各計画の見直し→⑤各計画の実行→⑥進捗状況の管理→④、⑤→④、⑤→・・・

3. 公共施設マネジメントの進め方

公共施設マネジメントにおいて総論賛成、各論反対に陥らないためにも市民との合意形成は最も大切である。そのためにはシンポジウム、市民説明会、パブリックコメント、各種広報、地元説明会などあらゆる手段を活用しながら進めていく必要がある。また計画の策定には有識者や市民と共に検討して進めていく必要があると考える。市民との合意形成についての基本的な考えや、具体的な手法などどのように公共施設マネジメントを進めていく考えなのか。

「公共施設の民間委託について」

1. 行政改革長期プランにおける民間委託

近年、指定管理者制度を活用して公共施設の管理運営を民間に委託するケースが増えてきている。指定管理者制度の導入目的としては市民ニーズに応える、市民サービスの向上を図る、経費削減の3つがある。また、指定管理者制度を用いながら高い専門性を発揮していただくことで、これまでの行政の直営では対応できなかった事業の展開にもつながる。一方、安定的な公共施設の管理運営においてなど課題もあることから行政としてもビジョンをしっかりと示して適切な関わりをもっていく必要がある。

(1) 基本方針

行政改革長期プランにおいて民間委託の推進、公共施設の見直しが掲げられているがその基本方針はどのようなものか。

(2) これまでの経緯

行政改革長期プラン前期実行計画を含む今日までの公共施設の民間委託の取り組み状況はどのようなものか。

(3) 後期実行計画の加速化

行政改革長期プラン後期実行計画における更なる取り組みについてはどのように検討されており、民間委託の検討は加速化していくお考えなのか。

2. 社会教育施設の運営における基本方針

社会教育施設を運営していく上での目指すべき方向性と民間委託も含めた最適な運営の在り方はどのように考えているのか。社会教育施設における民間委託を検討する際に留意すべき点はどのようなものか。県内他市、近隣市における社会教育施設の民間委託の動向はどのようなもので、その先行事例から学ぶものはどのようなものか。（文化創造アトリエアミーゴを例にした民間委託の可能性と課題）

3. 以下の社会教育施設における民間委託

図書館、博物館、公民館、児童センター、青少年活動センター、地区体育館

本市における図書館、博物館、公民館、児童センター、青少年活動センター、地区体育館におけるそれぞれ民間委託の検討状況はどのようなものか。○担当部署における検討状況、○私見に対する評価をあわせて答弁をいただきたい。